

第7回農業委員会総会議事録

1 招集日 令和7年7月7日（月）

2 開会日時及び場所

令和7年7月7日（月） 午後1時55分

雲仙市役所別館3階会議室

3 閉会日時 令和7年7月7日（月） 午後2時32分

4 委員氏名

(1)出席者（17名）

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 山崎富士子 | 2番 笠原 勝 | 3番 松尾 茂敏 | 5番 中川 實美 |
| 6番 馬場 保 | 7番 前田 辰己 | 8番 鶴崎 高幸 | 10番 内田 弘幸 |
| 11番 栄木 正孝 | 12番 宮崎 芳守 | 13番 井出 真吾 | 14番 小田 伸吾 |
| 15番 小篠 正治 | 16番 山崎 正典 | 17番 坂本 博 | 18番 東 康敬 |
| 19番 林田 剛 | | | |

(2)欠席者（1名）

9番 田島 真一

5 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 高木 謙次 |
| 次長 | 内田 啓輔 |
| 参事補 | 福田かすみ |

6 提出議案及び報告事案

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第33号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

日程第6 報告第6号 非農地通知の発出について

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。本日、欠席届の提出があつてある委員さん以外は、全ておそろいですので、時間前ですけれども、始めたいと思います。

議事進行上発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください

さい。

また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願ひいたします。

本日は、田島委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願ひいたします。

○議長（林田 剛君） それでは、皆さん、改めて本日はどうもありがとうございます。田植えを過ぎた途端に記録的な早さの梅雨明けとなり、梅雨が明けた途端に厳しい暑さで、皆さん、体調管理には危惧されていると思いますが、事故がないようにお過ごしいただければと思います。

では、着座にて進めたいと思います。

ただいまから、令和7年第7回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、13番、井出真吾委員、14番、小田伸吾委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、報告第6号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第30号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号22番から32番までの11件の申請がございます。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願ひいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号22番から26番です。

申請番号22番は、規模拡大のため、買い受ける案件です。

申請番号23番と24番は、耕作利便のため、買い受ける案件。

申請番号25番は、所有者が遠方であり耕作困難なため、要望を受け、買い受ける案件。

申請番号26番は、耕作できないため、近隣農家所有者が耕作利便のため、有償で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号22番から26番についてご質疑がありましたらお願ひします。はい、どうぞ。

○委員（6番 馬場 保君） 25番ですけど、価格の説明をお願いします。

○議長（林田 剛君） 小篠委員。

○委員（15番 小篠 正治君） 私、こここの近所です。私がそこに行ったんですけど、いわゆるここには屋敷と畠が周りにあつとですよね。もう宅地も全部一切手放そうというふうに考えておられて、もう安うにでもよかけんというような感じです。

私たちも、その土地の値段、用地を幾らですということは全くしないような感じですよね。そういう話がありまして、また、私が以前現地を見ても、宅地はそのままが山になつとですよね。山のようないい感じになつとる。だから、こういう値段が、土地価格がついたんじゃなかろうかと思うります。そういうことです。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 議席番号8番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会分は、申請番号27番から29番です。

申請番号27番と28番は、所有者が耕作できないため、規模拡大農家が買い受けの案件です。

申請番号29番は、所有者が高齢のため耕作困難であり、要望を受けて親戚にあたる譲受人が買ireける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。申請番号27番から29番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会分は、申請番号30番から32番です。

申請番号30番については、耕作利便のため、有償で譲り受ける案件です。

申請番号31番は、親から後継者である子へ贈与する案件です。

申請番号32番は、高齢であり管理が難しいため、規模拡大する農家へ有償で譲り受ける案件です。

許可に関して問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号30番から32番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第30号、申請番号22番から32番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第31号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号7番から9番の3件の申請があつてあります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号7番から8番です。

申請番号7番について、申請地は農振白地、宅地が連坦している中にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的は、20年以上前からの宅地の一部として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号8番について、申請地は農振白地、宅地が連坦している中にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的は、農業用倉庫を建築し直したときに、進入路部分が農地であることが判明したことでの追認許可案件です。農業用施設の一部ということで追認許可の条件を満たしていることから許可に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号7番から8番について、ご質疑がありましたらお願ひします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 議席番号8番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会分は、申請番号9番です。

申請番号9番について、申請地は農振農用地、10アール以上の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。申請目的は、家畜放牧場用地です。第1種農地ですので原則としては転用できない農地ですが、例外規定の農業用施設で転用可能と判断しました。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号9番について、ご質疑がありまし たらお願ひします。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、山崎ですけど、家畜放牧場用地としてあるんですけど、これってどこでもできるとですかね、この申請制度は。その家があるとかないとか、そがんと も関係あるとですか。近くに。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） こういう農振農用地区域内で、区分としては、農地と採草放牧地や農業用施設というふうにあるんですけども、この中で、今回は採草放牧地ということで軽微な変更とい うことをされまして、この後、ここ総会の中でそこを許可するかどうかというのを決めますので、ど こでもできるというわけじゃなくて、農業委員さん、皆さんの中での判断の中で許可をしていただきたいと いうふうに考えています。

○委員（16番 山崎 正典君） もちろん家とかがあれば、また問題になる。

○事務局長（高木 謙次君） そうですね、被害防除等の計画が適切になされていない場合は、農業委 員さんの中で許可することはできないというふうにはできると思います。

○委員（16番 山崎 正典君） はい、分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） ここの現地は、もう今、放牧場があって、その下も牛小屋です。あ の辺も全部こう牛小屋なんで、そしてそこを放牧地として買いたいというようなことでありましたの で、できるんじゃないかなと思います。

○委員（16番 山崎 正典君） はい。

○議長（林田 剛君） じゃあ、私からですけど、家畜放牧申請理由は、家畜放牧場用地で買いますつ たら、いわゆる採草放牧地での転用というか、地目の変更ということですか。

○事務局長（高木 謙次君） 地目自体は農地のままですけれども、農用地として用途区分とい うのが ありますて、農業施設であったり、こういった採草放牧地、区分の変更ということですね。軽微な変 更ということで、農地としては変わりません。

○議長（林田 剛君） はい、分かりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ご質疑はないようですので、議案第31号、申請番号7番から9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第32号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号12番から15番の4件の申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号12番です。

申請番号12番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。第1種農地ですので原則として転用できない農地ですが、例外規定の集落接続で転用可能と判断しました。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号12番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 議席番号8番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会分は、申請番号13番から15番です。

申請番号13番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は宅地への進入路用地です。既存進入路の石積みを工事したときに、境界をはみ出して石積みをしてしまった事案になりますが、原状回復させた場合の工事費用等が多大な額になることと、現状のままでも周囲の農地に影響を及ぼすものではないことを考慮すると、

追認許可に関してやむを得ないと思われます。

申請番号14番について、申請地は農振白地、愛野インターから300メートル以内にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。面積が500平米を超過しておりますので、理由書を添付しております。転用者は農地として使用しないが、売手のほうも過小な面積で残されても使い道がなく、一枚で買ってほしいとの希望ということで、この面積で転用するということです。現地確認でも隣接道路から少し離れて住宅を建築する予定なので、致し方ないと思われます。

申請番号15番について、申請地は農振白地、宅地が連坦していることから第3種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。申請番号13番から15番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ご質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員（16番 山崎 正典君） これ、一枚でという使い道がなくなるけんということですけど、じゃあ、この要は反の場合は。（「14番」と言う者あり）そうです。

○議長（林田 剛君） 14番。

○委員（16番 山崎 正典君） 14番です。14番ですけど、6畝、7畝ぐらいやったですよね。確かに残されても使い道がなくなるということですけど、これがもし反とかなっているときに、一枚で。そのときはどうがんなるとですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 一般住宅を建設する場合は、基本的には500平米以内というのが基本としてあるわけですけれども、国が示している内容では、一応有効面積で判断をしてくださいというふうになっていまして、使えない部分がそれだけあるんであれば、実際使えるところが500平米以内ということであれば、構わないだろうということで受けております。

○委員（16番 山崎 正典君） 建てる面積とかじやなかでしようか。

○事務局長（高木 謙次君） 建てる面積ではありません。

○委員（16番 山崎 正典君） はい。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第32号、申請番号12番から15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第5、議案第33号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とし

ます。

事務局、議案事項の説明を求める。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第33号の朗読〕

議案書11ページ、整理番号1番から、議案書20ページ、整理番号18番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願ひします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願ひします。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第33号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第6、報告第6号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求める。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書22ページを御覧ください。

〔報告第6号の朗読〕

議案書23ページ、受付番号1番です。令和7年5月に個人申請された案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、ただいまの報告について何かありましたらお願ひします。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 7月 7日

議 長

署名委員

署名委員